

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会難聴者磁気誘導システム

貸出要綱

平成18年7月1日

朝社協要綱第17号

(目的)

第1条 この要綱は、難聴者の社会参加を促進し社会福祉の増進を図るため、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)が、朝霞市総合福祉センター(以下「センター」という。)の管理物品として管理する難聴者磁気誘導システムの貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 難聴者磁気誘導システムを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、市内に居住または在勤する者で、難聴者磁気誘導システムを必要とする者とする。

(用途)

第3条 利用者は第1条の目的を達成するための用途に使用できる。

(申請手続)

第4条 利用者は使用日の1ヶ月前から7日前までに難聴者磁気誘導システム利用申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 会長は、申請手続の際、申請者と確認できる書類(保険証又は自動車運転免許証等)の提示を求めることができる。

3 利用申請の受付は、センター開館日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、会長が必要と認める場合はこの限りではない。

(使用許可)

第5条 会長は申請の内容を審査のうえ、利用を許可するときは、難聴者磁気誘導システム利用許可書(様式第2号)を利用者に交付しなければならない。

(貸出期間)

第6条 利用者は1週間以内の範囲内において、必要な期間貸出を受けることができる。

(利用料金)

第7条 利用料金は、無料とする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は最善の注意をして難聴者磁気誘導システムを使用・保管し、次の行為を遵守しなければならない。

- (1) この要綱に規定する用途以外に使用しないこと
- (2) 当該難聴者磁気誘導システムの転貸・譲渡などを行わないこと
- (3) 貸出期間が終了した場合、遅滞なく返還すること

(4) 紛失・破損した場合は、協議会に速やかに報告をおこなうこと

この場合、協議会は利用者に弁償または修理費の全額もしくは一部を負担してもらうことができる

(5) 貸出期間中の貸出備品によるけがや事故等の責任については、協議会は負わないものとする

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、難聴者磁気誘導システムの貸出に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。